

「公立大学法人福島県医科大学 学生寮建設工事 公募型プロポーザル」

参加資格要件

参加資格者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県内に本社があり、建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けている者であること。
- (3) 建築士法第26条2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。
- (4) 福島県工事等請負有資格者名簿の発注種別で建築設計に登録されている者であること。
- (5) 公立大学法人福島県立医科大学及び福島県から工事等の請負契約に係る指名停止を受けていない者であること。